

## ◆ 授業目的公衆送信補償金制度 現況報告 ◆

2021 年度（令和 3 年度）より有償で開始された授業目的公衆送信補償金制度は 3 年度が経過し、順次著作権者への補償金分配が開始されてきています。会員各社には教育機関における利用報告データの整備などで作業の依頼がきている社もあるかと思えます。当協会の会員報告会など折に触れて経過を報告してきましたが、現況、各年度の補償金分配作業（利用データの整備、著作権者の特定、著作権者の個人情報取得、補償金の支払い）がどのような段階にあるのか、整理してご報告します。

### 【1】 2021 年度分補償金について

#### (1) 利用の概況

- ・利用申請のあった教育機関数：31,105 件
- ・補償金収受総額：48 億 7 千万円

（内管理手数料・共通目的基金を除く分配基金 34 億 1 千万円）

→詳細なデータは SARTRAS ウェブページにて情報公開しています。

[https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/kanrijigyougaikeyo\\_2021.pdf](https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/kanrijigyougaikeyo_2021.pdf)

#### (2) 教育機関からの補償金利用データ整備作業

SARTRAS から JCOPY が委託を受け、2022 年 5 月より該当する（データの利用がなされた）出版社へ著作権者の特定、著作権者への補償金支払い方法などのデータ整備作業を依頼。

→2022 年 11 月までに作業完了。

#### (3) 権利者への補償金分配

大別して①出版社が権利を有している著作物、および海外の著作者が権利を有している著作物、②国内著作者が権利を有している著作物、で作業を分割して進行しています。

##### ①出版社権利者分（2 億 8 千万円）、海外権利者分（8 千万円）

2023 年 8 月に分配済。

##### ②国内著作者が権利者分

利用形態により分配受託団体（SARTRAS、美術著作権連合、写真著作権連合等）から権利者（権利者が出版社に委託した場合は出版社）へ振込を予定しています。

- 1) 権利者の振込先口座等個人情報を問い合わせる文書を SARTRAS から JCOPY が委託を受けて出版社へ転送依頼（2024 年 4 月以降予定）。
- 2) 依頼を受けた出版社は、権利者へ書類を転送。
- 3) 権利者は各分配受託団体のホームページを介して個人情報を登録。
- 4) 分配受託団体より権利者へ直接補償金額を振込。

以上で、2021 年度分補償金分配に関する作業はすべて完了となります。

## 【2】 2022 年度分補償金

### (1) 教育機関からの補償金利用データ整備作業

JCOPY では SARTRAS からデータ整備作業を請け負わないことに決定。

ただし、出版社権利者分、海外権利者分のみ引き受ける。

#### ①出版社権利者分、海外権利者分

2023 年 12 月に、該当する出版社へ JCOPY より作業依頼。

→本年 2 月に作業完了。

→SARTRAS にてデータ集計中。

#### ②国内著作者が権利者分

各分配受託団体より出版社へ直接依頼予定。2024 年 5 月以降の依頼となる見通し。

### (2) 権利者への補償金分配

#### ①出版社権利者分、海外権利者分

SARTRAS にてデータ集計後、分配金額を算出。2024 年 5 月以降に分配予定。

#### ②国内著作者が権利者分

利用データ整備作業の進捗状況により、分配日程は未定。

## 【3】 2023 年度分補償金

SARTRAS、JCOPY 間で利用データ整備作業および分配の方式・手順について、未着手。

(著作・出版権委員長 筑紫 和男)